平成２２年（フ）第１３０７号
名古屋市南区平子２丁目17番20号　平子ハイツ301号
債務者　西田　朱美
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３０３号
名古屋市南区豊田３丁目８番10号　グランドメゾン祐猿105号
債務者　山田　奈美
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３４３号
名古屋市中川区大地１番地の２　万場北荘３棟406号
債務者　丹羽加奈子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４９号
兵庫県宝塚市末成町37番16号
債務者　アールピープランニングこと　岩原直実
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７０４号
兵庫県尼崎市七松町２丁目６番１―201号、前住所兵庫県芦屋市東山町10番２―209号
債務者　森　　啓子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７１４号
兵庫県芦屋市三条南町５番６号
債務者　木内美穂子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７１５号
兵庫県西宮市名塩さくら台４丁目11番地６
債務者　玉置　憲一
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７３７号
兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目20番３―215号、前住所兵庫県尼崎市武庫町２丁目11番15号
債務者　岸本　祐二
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７３８号
兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目20番３―215号、前住所兵庫県尼崎市武庫町２丁目11番15号
債務者　岸本　淳美（旧姓東田）
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８９号
兵庫県美方郡新温泉町浜坂1774番地
債務者　西垣　経正
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
鳥取県鳥取市西品治203番地３
債務者　宮田　脩也
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６８号
鳥取県鳥取市三津895番地１　ラックヴィラⅡＡ103号、旧住所鳥取県鳥取市吉成２丁目16番20―204号　ロワゾブルー204号
債務者　佐々木真豊
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７５号
鳥取県八頭郡若桜町大字高野177番地の12
債務者　中村　和枝
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１４号
北九州市八幡西区熊手２丁目１番２号
債務者　佐藤　豊子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７７０号
北九州市戸畑区観音寺町８番16号　シャンポール105号
債務者　上林山正信
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７８５号
北九州市八幡西区折尾４丁目19番11号
債務者　浅地　博行
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７８６号
北九州市八幡西区折尾４丁目19番11号
債務者　浅地　尚代
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部